

# ○ EU指令及びドイツ・フランスの均等待遇に係る規定の概要

## EU指令

EU指令によって以下のことが確保される。なお、加盟国は、指令の発行3年後(2011年10月21日)までの間に必要な法整備等を行うこととされている。

- ・派遣労働者が、就業初日から、賃金、休暇、労働時間、休憩時間、出産休暇等基本的な労働条件および雇用条件について、派遣先の正規労働者と同等の扱いを受けられること。
- ・食堂、託児所、輸送サービス等、共通設備の利用についても正規労働者と同等の権利が認められること。
- ・派遣労働者が、職務を遂行中、および職務と職務の合間の期間に、教育訓練の機会をより多く受けられること。

※ 加盟国は、労使団体との協議の後に十分な保護が派遣労働者に与えられる限り、適用除外規定を設けることができる。  
なお、賃金に関しては、常用型派遣の場合、労使団体との協議の後に例外を設けることができる。

## ドイツ

- ・派遣先の労働者に適用される労働条件を下回る労働条件を定める場合は、労働者派遣の許可がなされない。また、当該下回る部分は無効とされる。

※ 労働協約で異なる定めをしている場合は、適用されない。

## フランス

- ・派遣労働者の報酬は、派遣先の労働者の報酬を下回ってはならない。また、派遣労働者は、派遣先の労働者が利用できる福利厚生施設を利用することができる。